

表面

〈親族関係調整調停を申し立てる方へ〉

1 申立てに必要な費用

- 収入印紙… 1 2 0 0 円分
- 郵便切手… 8 4 円× 5 枚、 5 0 円× 5 枚、 1 0 円× 5 枚、 2 円× 5 枚、 1 円× 5 枚
(合計 7 3 5 円分)

2 申立てにあたり裁判所に提出していただく書類

注 意 事 項

※裁判所に提出された書類は原則として返還することはできません。

※個人番号（マイナンバー）が記載された書類は受け取ることができません。

※裁判所に提出された書類は、原則として、相手方が裁判所の許可を得た上で、閲覧またはコピーをすることができます。申立書以外の提出書類に、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報が含まれている場合、自分でその部分をマスキング（黒塗り）するなどして読めないようにしたものを提出してください。その情報が手続上どうしても必要な場合は、その書類を提出する際に、毎回「非開示の希望に関する申出書」を作成し、添付の上提出してください。

※調停手続の進行に応じて、資料の追加を依頼することがあります。

提出書類	<input type="checkbox"/> 申立書	原本及びその写しを提出してください（写しは相手方の人数分が必要です）。ほかに、申立人控えとして1通をお手元に保管してください。 裁判所に提出された申立書写しは、相手方に送付します。
	<input type="checkbox"/> 事情説明書	相手方の申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
	<input type="checkbox"/> 進行連絡メモ	裁判所限りの書類として扱われ、相手方に見せることはありません。
	<input type="checkbox"/> 送達場所の届出書	裁判所から書類を送付する場所を記載してください。申立書記載の住所と別の場所にすることも可能です。なお、相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所は、できるだけ避けてください。その場所しかない場合は、「非開示の希望に関する申出書」欄を記入し、非開示の希望の申出をしてください。
	<input type="checkbox"/> 本件紛争に関する書類	本件紛争に関する書類またはその資料がある場合は、その書類の原本ではなく写し（裁判所分と相手方分）を提出してください。

